

交付規程 新旧対照表 II

平成 26 年 9 月 26 日
公益財団法人地球環境センター

現行	改正
<p>第 1 条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）（以下「施行令」という。）及びその他の法令並びに二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業）交付要綱（環地温発第 1404117 号）（以下「要綱」という。）及び二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業実施要領（環地温発第 1404118 号）（以下「実施要領」という。）によるほか、この規定の定めるところによる。</p>	<p>第 1 条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）（以下「施行令」という。）及びその他の法令並びに二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業）交付要綱（<u>平成 26 年 4 月 1 日付け</u>環地温発第 1404117 号）（以下「要綱」という。）及び二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業実施要領（<u>平成 26 年 4 月 1 日付け</u>環地温発第 1404118 号）（以下「実施要領」という。）によるほか、この規定の定めるところによる。</p>
<p>第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため、二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）に関する二国間文書に署名している又は署名が見込まれる途上国において、優れた技術やノウハウ等を活用したエネルギー起源二酸化炭素の排出削減のために国際コンソーシアム（第 2 項の<u>日本法人</u>と外国法人により構成され、事業を効率的に実施する組織）の構成員が使用する設備・機器を導入する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費</p>	<p>第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため、二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）に関する二国間文書に署名している又は署名が見込まれる途上国において、優れた技術やノウハウ等を活用したエネルギー起源二酸化炭素の排出削減のために国際コンソーシアム（第 2 項に<u>定める者</u>と外国法人により構成され、事業を効率的に実施する組織）の構成員が使用する設備・機器を導入する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費</p>

<p>のうち、補助金の交付の対象としてセンターが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、環境大臣からの交付決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。</p> <p>2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 民間企業</p> <p>二 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人</p> <p>三 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人</p> <p>四 法律により直接設立された法人</p> <p>五 その他環境大臣の承認を得てセンターが適当と認める者</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p>	<p>のうち、補助金の交付の対象としてセンターが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、環境大臣からの交付決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。</p> <p>2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 民間企業 <u>（外国の企業が会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき設立する日本人を含む。）</u></p> <p>二 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人</p> <p>三 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人</p> <p>四 法律により直接設立された法人</p> <p>五 その他環境大臣の承認を得てセンターが適当と認める <u>団体及び法人</u></p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p>
<p>第 8 条</p> <p>センターは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第 5 による補助金計画変更承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。なお、センターは、当該承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付する</p>	<p>第 8 条</p> <p>センターは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第 5 による補助金計画変更承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。なお、センターは、当該承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付する</p>

<p>ことができる。</p> <p>ア <u>実施要領別表第2第3欄</u>に掲げる補助対象経費の区分ごとに配分された額を、15%以内で流用増減する場合</p> <p>イ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合</p> <p>ウ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>九 (略)</p> <p>十 (略)</p>	<p>ことができる。</p> <p>ア <u>(削除)</u> 別表第2第3欄に掲げる補助対象経費の区分ごとに配分された額を、15%以内で流用増減する場合</p> <p>イ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合</p> <p>ウ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>九 (略)</p> <p>十 (略)</p>
<p>(年度終了実績報告)</p> <p>第10条</p> <p>補助事業者は、補助事業(第8条第5号の遅延報告書をセンターへ提出した事業を除く。)の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月10日までに様式第10による報告書を<u>協会</u>へ提出しなければならない。</p>	<p>(年度終了実績報告)</p> <p>第10条</p> <p>補助事業者は、補助事業(第8条第5号の遅延報告書をセンターへ提出した事業を除く。)の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月10日までに様式第10による<u>年度終了実績</u>報告書を<u>センター</u>へ提出しなければならない。</p>
<p>第14条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 補助事業者は、取得財産等について、様式第13による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該取得財産等に二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金事業である旨明示しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第14条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 補助事業者は、取得財産等について、様式第13による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該取得財産等に二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金事業で<u>取得した財産</u>である旨明示しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>